

## 士幌町告示第1号

### 令和8年度における一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に令和7年士幌町告示第93号に基づき士幌町に申請して令和7年度及び令和8年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和8年1月5日

士幌町長 高木康弘

#### 第1 資格の種類

令和8年度において士幌町（以下「町」という。）が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第5の2を除き、以下「資格」という。）は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、農業土木工事、森林土木工事、建築工事、電気工事及び管工事の資格にあっては、当該資格を、2の表に定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからEまで又はAからCまでの等級に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	契約の種類	資格の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	造園工事の請負契約	造園工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	建築物の設計の委託契約	建築物の設計
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	地質調査の委託契約	地質調査
建築工事の請負契約	建築工事	測量の委託契約	測量
電気工事の請負契約	電気工事	技術資料作成の委託契約	技術資料作成
管工事の請負契約	管工事	造林事業の委託契約	造林
塗装工事の請負契約	塗装工事	林産物の売扱契約	林産物の売扱い
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事		

2

種類等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	農業土木工事
A	6,000万円以上	5,000万円以上	3,000万円以上	6,000万円以上
B	6,000万円未満 4,000万円以上	5,000万円未満 2,000万円以上	3,000万円未満 1,500万円以上	6,000万円未満 4,000万円以上
C	4,000万円未満 2,000万円以上	2,000万円未満	1,500万円未満	4,000万円未満 2,000万円以上
D	2,000万円未満 800万円以上			2,000万円未満 800万円以上
E	800万円未満			800万円未満

種類 等級	森林土木工事	建築工事	電気工事	管工事
A	6,000万円以上	10,000万円以上	2,000万円以上	2,000万円以上
B	6,000万円未満 4,000万円以上	10,000万円未満 5,000万円以上	2,000万円未満 700万円以上	2,000万円未満 700万円以上
C	4,000万円未満 2,000万円以上	5,000万円未満 2,500万円以上	700万円未満	700万円未満
D	2,000万円未満 800万円以上	2,500万円未満 700万円以上		
E	800万円未満	700万円未満		

## 第2 資格要件

### 1 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 各種税を滞納している者でないこと。
- (4) 士幌町暴力団排除条例(平成25年条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。

### 2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、農業土木工事、森林土木工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事及び造園工事  
ア (ア)から(イ)までのいずれにも該当すること。  
(ア)令和8年1月1日現在において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可(次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。)を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業
農業土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、鉄筋工事業、解体工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日（その日が令和8年4月1日以前である場合は、令和8年4月1日）の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- (ウ) 基準日以後に受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

- (エ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれにも加入していること。ただし、法令により適用除外とされている場合は除く。

イ 第1のただし書きに規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により、算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。）

(イ) 主観的審査事項

工事施行成績及び令和5年から令和7年における町発注の工事実績

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料の作成、造林及び林産物の売払い  
アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和7年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和7年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和7年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

### 3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、(1)に該当する場合は、設計等の資格要件のうち、事業に係る売上高について、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができます。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合で、設立の際に構成員の過半数が資格を有するとき。

## 第3 資格審査の申請の時期及び方法

### 1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) (2) から (5) までに掲げる以外の者

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで  
郵送による申請とする。

（2）共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

（3）経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

（1）に定める時期及び当該証明を受けたとき。

（4）設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

（1）に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

（5）町長が特に必要と認めた者

町長の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、町総務課財政管財係の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

#### 第4 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

（1）資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者

（2）（1）に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

（3）一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、農業土木工事、森林土木工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事又は造園工事の資格を有する者であつて、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

（4）中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

（5）企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、町総務課財政管財係の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 第5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が令和8年4月1日以前である場合は、令和8年4月1日）から令和9年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和9年1月に令和9年度及び令和10年度の資格に関する告示を行う予定であるので、当該告示に基づき更新手続きを行うこと。

#### 第6 資格の消滅

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の（3）に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に關し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。